

## 海外療養費チェックリスト 【必ず申請前にご確認ください】

窓口に申請書類をお持ちいただく前に、必ず下記チェック項目の確認をお願いします。申請書類に不足がある場合、申請をお受けすることができませんので、申請前に必要書類をご準備ください。

なお、必要事項の聞き取りや書類の確認に、2時間程度かかる場合がございます。時間に余裕を持ってご来庁ください。

### 1. 資格等確認

- ☐ 受診日時点で中野区国民健康保険の資格はありますか。
- ☐ 渡航目的は、治療目的ではないですか。
- ☐ パスポートに出入国スタンプ（または搭乗券の半券等の証明書類）はありますか。  
\*例）日本出国、外国入国、外国出国、日本入国 のスタンプ印が必要になります。

### 2. 診療内容明細書（Form A）・歯科診療内容明細書

- ☐ 緊急のやむを得ない診療でしたか。
- ☐ 患者名・診療日・傷病名・処置内容の記載、医療機関のサインやスタンプはありますか。  
\*全ての記載がないと審査ができませんので、不足部分は医療機関に記入を依頼してください。
- ☐ この書類は、診療を受けた医療機関に書いてもらいましたか（ご自身での記載は無効です。）
- ☐ 上記内容は、日本語に翻訳されていますか。（翻訳されていない部分は審査ができません。）
- ☐ 日本語に翻訳した人の氏名・住所の記載・押印または署名はありますか。

### 3. 領収明細書（Form B）・歯科診療内容明細書

- ☐ 初診料・検査費用等の項目別金額の記載、医療機関のサインやスタンプはありますか。  
\*内訳がないと審査ができませんので、不足部分は医療機関に記入を依頼してください。
- ☐ この書類は、診療を受けた医療機関に書いてもらいましたか。（ご自身での記載は無効です。）
- ☐ 上記内容は、日本語に翻訳されていますか。（翻訳されていない部分は審査ができません。）
- ☐ 日本語に翻訳した人の氏名・住所の記載・押印または署名はありますか。

### 4. 領収書

- ☐ 現地医療機関発行の領収書の項目及び金額と、領収明細書（Form B）・歯科診療内容明細書の項目及び金額は、一致していますか。  
\*クレジットカードの明細ではご申請いただけませんので、医療機関にて領収書の発行を依頼してください。
- ☐ 上記内容は、日本語に翻訳されていますか。（翻訳されていない部分は審査ができません。）
- ☐ 日本語に翻訳した人の氏名・住所の記載・押印または署名はありますか。

### 5. その他

- ☐ 必ず受診した本人が帰国してから申請してください。
- ☐ 現地の医療機関で診療を受けた日の翌日から2年を過ぎると申請できなくなります。
- ☐ 支給額は、海外の医療機関で支払った金額を日本円に換算したものと、日本国内で同等の治療をうけた場合にかかる治療費を基準に計算した額で比較し、金額の低い方で計算します。そのため、実際に支払った金額と支給額との間に大きな差が生じる場合がありますのでご了承ください。必要に応じて、民間の海外旅行保険への加入をお勧めします。
- ☐ 現地医療機関等での書類発行等や日本語訳に手数料が発生した場合は、申請者の負担になります。
- ☐ 審査機関において「保険診療として認められた金額」から「自己負担分（2割または3割）」を引いた額が支給されます。厚生労働省通知により、海外療養費の不正請求防止のために、支給申請に対する審査を強化しており、現地の医療機関への確認などを行うため、申請から支給まで5～6ヵ月程度かかる場合があります。また、審査の結果、支給できない場合もございますので、ご了承ください。
- ☐ 不正請求または不正請求の疑いがあると判断した場合には、関係機関と連携し厳正な対応を行ってまいりますので、ご理解とご協力をお願いいたします。
- ☐ 申請書類に不備や不明な点がある場合は、詳細を確認させていただくことがあります。その際には書類の再提出などをお願いすることがありますので、予めご了承ください。

ほかにご不明な点、ご質問がございましたら下記まで必ずご連絡くださいますようお願いいたします。